

蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例

蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例（平成 25 年蕨市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「若しくはこれに相当する課程を」を「又はこれに相当する課程を」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「短期大学（同法による専門職大学の前期課程）の次に「（以下「専門職大学前期課程」という。）」を、「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「同法による専門職大学の前期課程に」を「専門職大学前期課程に」に、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有するもの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第 10 号とし、同条第 7 号中「、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程若しくは学科目又は第 3 号若しくは第 4 号」を「第 1 号から第 6 号まで」に、「若しくは学科目を」を「に相当する課程を」に、「年数」を「最低経験年数」に、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する

者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「にあっては1年以上」を「にあっては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有するもの」の次に「（第1号の規定による卒業者にあっては1年以上、第2号の規定による卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者につ

いては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「、工学」を「工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目以外の学科目」を「の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後」を「当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「、第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を加え、「年数」を「最低経験年数」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の蕨市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

令和6年9月2日提出

蕨市長 頼高英雄